

消 防 危 第 37 号
令和 8 年 2 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における
条件付自動制御装置の使用に係る運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 18 号。以下「改正省令」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 46 号。以下「改正告示」という。）の公布について、令和 8 年 2 月 27 日付消防危第 31 号にて通知したところです。

このたび、改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び改正告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の基準に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 規則第 28 条の 2 の 5 に規定する条件付自動制御装置に関する事項は、次のとおりであること。

(1) 条件付自動制御装置は、次に掲げる事項を監視することができること。なお、アからクまでについては、継続的に監視すること。

ア 顧客が給油を行う自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の停車位置

イ 顧客が注油を行う携行缶等の容器の位置

ウ 給油ノズル又は注油ノズル（以下「給油ノズル等」という。）を顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）から外す動作

エ 自動車等の給油口又は携行缶等の容器の注油口（以下「給油口等」という。）に給油ノズル等を差し込む動作

オ 顧客が給油又は注油を行う動作

カ 給油ノズル等を顧客用固定給油設備等に戻す動作

キ 火気又は火気を抜おうとする動作

ク 火災の有無

ケ 給油作業が行われるレーン付近における複数の顧客の立入り

コ 顧客用固定給油設備付近への携行缶等の容器の持込み

(2) 規則第 28 条の 2 の 5 第 8 号、第 40 条の 3 の 10 第 2 項第 2 号及び第 60 条の 2 第 1 項第

8号の7並びに告示第4条の53第2号イ(2)に規定する「使用条件」とは、条件付自動制御装置に使用されるカメラ等が正常に作動する明るさや天候等の条件をいうこと。

(3) 告示第4条の53第1号イに規定する「火気その他安全上の支障がないと判断したとき」とは、(4)及び(5)に掲げる場合のいずれにも該当しない場合をいうこと。

(4) 告示第4条の53第1号ロに規定する「安全上の支障を及ぼすおそれがあるとき」及び同号ハ(3)に規定する「安全上の支障を及ぼすおそれがある場合」とは、次のア又はイに該当する場合をいうこと。

ア 次のいずれかの事項が検知された場合

(ア) 給油ノズルが自動車等の給油口に挿入された状態で顧客が当該給油口から離れること。

(イ) 給油作業が行われるレーン付近に複数の顧客が立ち入ること。

(ウ) 監視設備の画角内において、顧客、自動車等その他障害物により給油ノズル等が遮蔽されること。

(エ) 火気又は火気を扱おうとする動作。

イ 次のいずれかの事項が一定の時間検知できない場合

(ア) 給油ノズル等が顧客用固定給油設備等から外されてから当該顧客用固定給油設備等に戻されるまでの間において、当該給油ノズル等が給油口等に挿入されていること。

(イ) 顧客が給油を行う場合において、自動車等が顧客用固定給油設備の周辺の適切な停車位置に停車していること。

(ウ) 顧客が注油を行う場合において、携行缶等の容器が顧客用固定注油設備の周辺の適正な位置にあること。

(5) 告示第4条の53第1号ロ及びハ(2)に規定する「火災その他の危険があるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいうこと。

ア 火災を検知した場合

イ 給油又は注油の許可後に給油ノズル等が給油口等に挿入されない状態でレバー操作が行われた場合

ウ 顧客用固定給油設備付近において携行缶等の容器を検知した場合（明らかに当該携行缶等の容器への注油行為が認められない場合は除く。）

(6) 告示第4条の53第1号ハ及び第2号ロに規定する機能により顧客の給油作業等が行えない状態にするレーンは、同条第1号ハ(1)から(3)まで及び第2号ロに規定する場合のいずれかに該当したレーンであること。

(7) 条件付自動制御装置の運用に当たっては、当該装置、規則第28条の2の5第8号イの機器及び同号ロの装置（以下「装置等」という。）が正常に作動していること及び当該装置の使用条件を満たしていることを前提としていることから、告示第4条の53第2号イただし書の規定により、同号イ(1)又は(2)に該当することを検知することができる機能を当該装置が有していない場合には、装置等に故障等が発生していないこと及び当該装置が使用条件を逸脱していないことを係員が常に把握することができる状態であること。

(8) 条件付自動制御装置が正常に作動していない場合等において当該装置が引き続き使用されることのないよう、当該装置の作動を手動で停止することができる機能を設けること。

2 可搬式の制御機器（可搬式の制御機器を設けない場合には制御卓の制御装置）は、次の機能を有するものであること。

(1) 顧客用固定給油設備等の周辺を監視するためのカメラ映像を表示する機能（顧客用固定

給油設備等が複数ある場合には、各顧客用固定給油設備等の周辺を監視するためのカメラ映像を切り替えて表示する機能)

- (2) 次のいずれかに該当する場合に、その旨を画面表示で報知する機能
 - ア 顧客用固定給油設備等から給油ノズル等が外された状態を検知した場合
 - イ 給油又は注油の許可待ちの状態である場合
 - ウ 給油中又は注油中の場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合に、その旨を画面表示及び警報音で報知する機能
 - ア 1(4)の「安全上の支障を及ぼすおそれがあるとき」及び「安全上の支障を及ぼすおそれがある場合」
 - イ 1(5)の「火災その他の危険があるとき」

3 規則第60条の2第1項第8号の7に規定する「条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関する事柄」は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 条件付自動制御装置の使用条件に関する事柄。
- (2) 条件付自動制御装置の仕様及び運用方法（機器等に異常や故障が発生した場合及び顧客から呼び出しがあった場合の対応を含む。）についての教育に関する事柄。
- (3) 条件付自動制御装置に係る機器及びソフトウェアの適切な保守管理（電源及び通信環境の確保を含む。）に関する事柄。
- (4) 条件付自動制御装置の作動状況等に係る記録に関する事柄。
- (5) 事故が発生した場合の対応事項及び係員の体制に関する事柄。

4 条件付自動制御装置を設けた顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、可搬式の制御機器（2の機能を有するものに限る。）を用いて給油又は注油の許可を行う場合の顧客の給油作業又は注油作業（以下「顧客の給油作業等」という。）の監視は、顧客用固定給油設備等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から行って差し支えないものとし、当該監視方法を前提として3(2)及び(5)に関する事項について予防規程を定めるとともに、機器等に異常や故障が発生した場合に適切に対応することができる体制を整備すること。

5 条件付自動制御装置が告示第4条の53及び告示第4条の54に定める基準に適合するかどうかの判定については、第三者機関の試験確認等を活用されたいこと。

6 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合においては、当該条件付自動制御装置の仕様を十分に理解した上で適切な運用を行うとともに、顧客に対して適切な注意喚起等を実施する必要があること。

なお、当該条件付自動制御装置が顧客の給油作業等の監視等を代替する場合であっても、係員は引き続き危険物の取扱いに係る責務を有するものであること。

7 関連する通知の運用について

- (1) 改正省令の施行日において、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について（令和6年3月29日付け消防危第75号）」（以下「75号通知」という。）に基づき、当該AIシステムを導入している顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、規則及び告示の規定にかかわらず、改正省令の施行

日から1年間は75号通知の例によって差し支えないこと。なお、75号通知については、当該期間の経過をもって廃止するものとする。

- (2) 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和6年9月24日付け消防危第279号）」における問2については、改正省令施行日から1年間をもって削除するものとする。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：羽田野、三宅、小澤、宇野、中山、藤ヶ崎

TEL：03-5253-7524

mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp